陳　情　文　書　表

（子ども若者はぐくみ局）

受理番号	４４９４	受理年月日	令和８年１月７日
件　　名	離れて暮らす親子に関する一元的な相談窓口の設置等		
要　　旨	私は離婚をしており、現在、子供と十分に会うことができていない父親である。 2026年４月から離婚後共同親権が導入され、別々に暮らしながら父母双方が子供の養育に関わるケースが今後増えると考えられる。 そこで、今後の相談のために区役所を訪ねたが、どの部署が担当するのか明確な案内はなかった。 子どもはぐくみ室では法務省民事局の資料と京都市ひとり親家庭支援センターゆめあすを紹介された。ゆめあすはひとり親家庭を対象に親子交流の相談や情報提供を行う重要な機関であるが、離婚後共同親権の広がりを考えると、ひとり親支援の枠組みだけでは対応が難しい場面も生じるのではないかと感じた。 戸籍担当からは、制度の具体的な情報はまだ下りてきていないとの説明があり、生活相談窓口からは所管外として法律相談を案内された。現在のところ、改正民法を見据えた明確な相談窓口が定まっていないように思う。 ついては、離れて暮らす親であっても、子供の養育や親子関係について安心して相談できるよう、施行に先立ち、分かりやすく一元的な担当窓口の設置を強く願う。 また、別居親というだけで子供に関する情報や関係作りから排除される現状は、親だけでなく子供の利益にも影響する。学校園での対応、子どもはぐくみ室での情報提供、親子交流支援事業などにおいて、別居親を一律に排除しない運用と制度見直しを求める。さらに、離れて暮らすという理由だけで、子供への思いが否定されることのないよう、京都市における実情に即した相談体制の整備を願う。		
陳　情　者			
回付委員会	文教はぐくみ委員会		